

(竊) 神戸市相生町五丁目四五六

大正九年七月十九日願 陸船營業の件左記條件を附し之を許可す  
大正九年七月廿七日  
代表者 齋 藤 千 次 郎  
属港海員協愛會

神戸水上警察署長

警 視 福 本 義 亮

一本營業者は属港海員協愛會に關係する小蒸汽船の戻運取除以外の作業を爲すべからず  
一營業に於て喫あちと認むる時は營業の禁止停止又は取消しをなす事

(竊) 水甲第三九八號

神戸市相生町五丁目五六四

代表者 齋 藤 千 次 郎  
属港海員協愛會

大正九年九月二十一日附 陸船賃金の件左記標準に依り認可す  
但し當署に於て必要を認むる時は此賃の變更を命する事あるべし  
大正九年九月二十四日  
神戸水上警察署長

警 視 福 本 義 亮

一 小蒸汽船二隻に付き一箇月戻運取除料金貳圓五拾錢とす

(竊) 御承認願

本籍 神戸市北長狭通五丁目十九番地  
現住所 神戸市北長狭通五丁目八二二

歴船營業免許人

齋 藤 千 次 郎

右各般別紙寫の通神戸水上警察署の御許可を得候間邊守の御命令輸入條に基き歴船營業を使用致度候間御承認取付度尤も本營業者の存在は相當し可申候依て此後奉

願候也  
大正九年九月二十二日

右 願 人

齋 藤 千 次 郎

兵庫縣港務部長

鈴木 寬 殿

兵庫縣第三九七二號

書面の趣認可す

大正九年九月二十二日

兵庫縣港務部